

平成26年(行ヒ)第111号 行政上告受理申立事件

申立人 村越啓雄 外29名

相手方 千葉県知事 外2名

上告受理申立理由補充書(1)

2014(平成26)年9月5日

最高裁判所第三小法廷 御中

上告受理申立人ら訴訟代理人弁護士	菅野 泰	明中弁 代丸護 印素士
同	廣瀬 理夫	明中弁 代丸護 印素士
同	中丸 素明	明中弁 代丸護 印素士
同	植竹 和弘	明中弁 代丸護 印素士
同	拝師 徳彦	明中弁 代丸護 印素士
同	及川 智志	明中弁 代丸護 印素士
同	島田 亮	明中弁 代丸護 印素士
同	山口 仁	明中弁 代丸護 印素士
同	近藤 裕香	明中弁 代丸護 印素士
	外	

目 次

第1	はじめに.....	- 3 -
第2	法律時報6月号での八ツ場ダム訴訟の小特集発行と3教授の論考搭載....	- 3 -
1	法律時報の八ツ場ダム訴訟特集号の発行	- 3 -
2	田村教授の論考	- 4 -
3	野呂教授の論考	- 4 -
4	人見教授の論考	- 5 -
第3	本補充書での補充事項	- 6 -
第4	原判決の判断枠組みの誤り	- 7 -
1	原判決の判示と3教授の見解の対比.....	- 7 -
2	判例違反・審理不尽、地方自治法・河川法の重大な解釈の誤りは明白	- 8 -
第5	一日校長事件最高裁判決の射程を誤り、重大な判例違反を犯している原判決	- 10 -
1	一日校長事件最高裁判決の判決要旨.....	- 10 -
2	事案の相違—4号事案をそのまま1号事案には使えない	- 11 -
3	事案の相違—法主体間の関係では射程外となる	- 12 -
4	法定要件を充たさない納付通知には尊重義務はなくこれを訴訟で争える本 件を一日校長事件最高裁判決で縛るのは、地方自治法等の解釈を誤り、かつ重大 な判例違反を犯すものである.....	- 14 -

第1 はじめに

上告受理申立人らは、上告受理申立書の「第一章 原判決について上告受理すべき理由」において、原判決と一日校長事件判決の枠組みの違い、原判決の法的枠組みの問題点（一日校長事件判決の判断枠組みを不当に変容していること、「当該職員」による適法性チェックを否定していること、「看過し得ない瑕疵」と「重大明白な瑕疵」の概念の相違を看過していること、昭和44年2月6日最判の援用の不当性、一日校長事件判決の枠組みを採用したこと自体の問題性）、河川法63条の解釈の誤り～法令の解釈に関する重要な事項～についての主張を展開した。

本書は、上記の理由のうち、原判決の法的枠組みの問題点としての、一日校長事件判決の枠組みを採用したこと自体の問題性につき、学識者の論考に基づいて、補充するものである。

第2 法律時報6月号での八ツ場ダム訴訟の小特集発行と3教授の論考搭載

1 法律時報の八ツ場ダム訴訟特集号の発行

法律時報の平成26年6月号には、「小特集 八ツ場ダム訴訟の論点—住民訴訟の新しい視点を探る」と題する特集が搭載されている。この小特集の論者は、田村達久早稲田大学教授、野呂充大阪大学教授、人見剛早稲田大学教授の3教授陣であった。3教授の論題は、この順に、「八ツ場ダム住民訴訟東京高裁判決の検討」、「一日校長事件最高裁判決の射程」、「国の直轄公共事業に係る自治体負担金の法的統制」と題されるものであった。

3教授の各論考の論旨で共通するところは、一連の八ツ場ダム住民訴訟東京高裁判決は一日校長事件最高裁判決の射程に関する考察を誤っており、同最高裁判決から引き出された判断枠組みを八ツ場ダム住民訴訟に援用したり適用したりしたことは誤りであると指摘され、国土交通大臣が東京都や千葉県など利根川流域の地方公共団体に発した納付通知に過大な拘束力を持たせるのは誤りである、とするものである。これらの論考からは、河川法63条1項に基づく国土交通大

臣の納付通知に関しては、「著しく利益を受ける」の存否が争点であり論点であって、納付通知に「重大かつ明白な違法ないし瑕疵」が存するか否かではないとの結論が導かれている。3教授は、それぞれの論考の趣旨に沿って、例えば、次のように論じられている。

2 田村教授の論考

「引用の一日校長事件住民訴訟最高裁判決の事案と本判決のそれとではまったく事案を異にする。前者は、一法主体たる自治体の事務の執行の法的仕組みのあり方が問題となる事案であるのに対して、後者(本判決)は、国(国交大臣)の事業の実施にかかわり、事業主体と当該事業の費用分担者との法関係が問題となる事案である点に最も根本的な相違があろう。換言すれば、本判決の事案は、同一法主体(行政主体)の事務の執行に係る行政組織法上の権限配分のあり方如何が問題となるものではない。それは、国と都という二法主体間の法関係と評価、判断することが正当である。少なくとも、本判決の事案においても、都(ないしその機関)が国の行政組織の一機関であるはずがない。法主体間関係であれば、費用分担者(都)が自身の負う義務の適法性、その内容の適正性を自ら確認、検証することができると思うのが当然であらう。それ故、本判決の上記の評価、判断は適切とは解しえない。」(甲A20号証54頁後段)とされている。

3 野呂教授の論考

「都府県が国から不利益な措置を受ける関係は、独立した法主体間の関係である。さらに、納付通知は、都府県の公行政活動の監督手段ではなく、国と都府県との間の財産上の利害調整にかかわる行為であり、かつ、都府県の納付義務については「著しい利益を受ける」ことが法律上の要件とされている。そうすると、納付通知が法定の要件を充たさず違法であると都府県が考えるときは、取消訴訟を提起して納付通知の取消しを求めることができると解すべきであり、また、「著

しい利益を受ける」という要件の司法審査にあたり、国の判断を一方的に優先させる理由もない。したがって、都府県は違法な納付通知を訴訟を通じて是正するのであって、その手続を怠ったまま漫然と違法な納付通知に従って支出をした場合には、違法となると解される。」（甲A21号証62頁前段）とされる。

4 人見教授の論考

「地方公共団体が国の負担金納付通知の違法性を訴訟を通じて争えるにもかかわらず、一連の東京高裁判決が、それに『著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正の見地から看過し得ない瑕疵のあるときでない限り、これを尊重して財務会計上の行為をすることが違法と認めることはできない』とするのは、一日校長事件＝最判平成4・12・15（民集46巻9号2753頁）の同様の判示を当てはめたものであらうと想像される。しかし、本件で問題となっている都県と国（国土交通大臣）の関係が、一日校長事件で問題となった都知事と都教育委員会の関係とは全く異質であることは言うまでもない。教育委員会による教育職員の人事上の処分がなされたとき、都道府県知事は、それが違法であるとして裁判に訴えることはできない。そうした訴訟は機関訴訟であり、法律にそれを特別に認める規定があって初めて提起できるのである（行訴法42条）。そのような規定がない限り、最高裁も述べるように、首長は、教育委員会の判断を尊重して財務会計行為をなさねばならず、ただ、それが「著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合」に限って、それを拒むことができるとしたのである。河川法の受益者負担金をめぐると都県と国の関係は、これと全く異なった独立の法主体間の関係なのである。」（甲A22号証68頁前段）とされている。

第3 本補充書での補充事項

本書は、八ツ場ダムの治水上の不要性のうち、河川法63条1項に基づく受益者負担金についての大臣納付通知の違法性に関する主張を補充するものである。

原判決は、上記の本件事案における大臣納付通知の違法審査の判断枠組みについて、一日校長事件最高裁判決が同事案で示した判断枠組みを用い、この納付通知を受けた千葉県は、これに「重大かつ明白な違法ないし瑕疵」がない限り、大臣納付通知の審査を行わないまま同納付通知に沿った負担金の支出を行っても違法とはならない旨判示し、上告受理申立人らが主張してきた利根川水系の基本高水の策定経緯の不透明性や基本高水の不合理性・過大性、そして受益者負担金の支出の可否を決する事情となる河川法63条1項の「著しく利益を受ける」の法定要件の客観的な違法性審査を実質行わないまま上告受理申立人らの請求を排斥した。

そこで、本書の第4においては、原判決の納付通知の違法性の判断枠組みを3教授の論考に依拠して改めて点検する。原判決は、一日校長事件最高裁判決を援用しながら、原因行為が行政組織上独立の権限を有する他の機関の権限に基づいてされた場合には、原因行為に重大かつ明白な瑕疵があるなど、著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、財務会計上の行為を行う職員はこれを尊重しなければならない旨の判示を行っているが、これは全く妥当しないことを指摘する。そして、原判決がこのような判断枠組みを採った結果、河川法63条1項の「著しく利益を受ける」の違法審査が事実上行われず、利根川水系の基本高水の策定経緯の不透明性や基本高水の不合理性・過大性などの重要な事実の審理、判断がないがしろにされたこと、そして、これは同時に地方自治法や地方財政法等重要な関係法令の解釈の誤りを犯していることを指摘する。

そして、第5においては、同じく3教授の論考に依拠して本件事案において一日校長事件最高裁判決を援用することが許されるのかを検証する。この結果は、

原因行為と後続の財務会計行為とを担う行政機関が別の法主体（行政主体）である事案では同最高裁判決を援用するのは許されないことだということになる。原判決の一日校長事件最高裁判決の射程の考察に関する誤り（判例違反）について原判決の批判を行うものである。

第4 原判決の判断枠組みの誤り

1 原判決の判示と3教授の見解の対比

(1) 原判決は、「職員等の財務会計行為が、これに先行する原因行為に基づく場合において、当該原因行為が行政組織上独立の権限を有する他の機関の権限に基づいてされたものであるときは、職員等は、上記のような独立の権限を有する他の機関の固有の権限内容にまで介入し得るものではなく、おのずから制約が存するものと解されるから、当該原因行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、これを尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、これを拒むことは許されないものと解するのが相当である……法が被控訴人知事に対し、受益者負担金の支出について原因行為たる国土交通大臣による受益者負担金の納付通知の適法性を審査した上で、これが適法な場合に限り上記受益者負担金の支出をすべき義務を課しているものとは認められず、国土交通大臣による上記納付通知について重大かつ明白な違法ないし瑕疵があるなど、当該納付通知が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正の見地から看過し得ない瑕疵があるときでない限り、これを尊重してその内容に応じて被控訴人知事の支出が違法であることはできない（ママ）と解するのが相当である。そして、その違法ないし瑕疵が明白であるというためには、行為の外形上違法ないし瑕疵が一見して看取できるものでなければならないと解される」（原判決25～26頁）とした。

(2) これに対して、田村教授は、「引用の一日校長事件住民訴訟最高裁判決の事

案と本判決のそれとではまったく事案を異にする。前者は、一法主体たる自治体の事務の執行の法的仕組みのあり方が問題となる事案であるのに対して、後者(本判決)は、国(国交大臣)の事業の実施にかかわり、事業主体と当該事業の費用分担者との法関係が問題となる事案である点に最も根本的な相違がある。……法主体間関係であれば、費用分担者(都)が自身の負う義務の適法性、その内容の適正性を自ら確認、検証することができると思うのが当然であろう。それ故、本判決の上記の評価、判断は適切とは解しえない。」(甲A20号証54頁後段)と述べ、野呂教授は、「『著しい利益を受ける』という要件の司法審査にあたり、国の判断を一方向的に優先させる理由もない。したがって、都府県は違法な納付通知を訴訟を通じて是正するのであって、その手続を怠ったまま漫然と違法な納付通知に従って支出をした場合には、違法となると解される。」(甲A21号証62頁前段)と述べている。

- (3) そして、人見教授は、「国が全国的な視点に立った判断で決定・実施する公共事業について、そこから特定の地方公共団体に『著しく利益』が生ずると国が判断したときには当該地方公共団体に一方的に負担金支払い義務を課すことができ、地方公共団体はそれに全面的に服従しなければならないとそれを争う余地もない、とすれば、それは『地方自治の本旨』(憲法92条、地方自治法1条)に反し、「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない」とする地方自治行政の『自律性をそこない』、『地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない』とする地方財政運営の基本原則(地方財政法2条2項)の趣旨に反することになる。」(甲A22号証65頁後段から66頁前段)と述べている。

2 判例違反・審理不尽、地方自治法・河川法の重大な解釈の誤りは明白

- (1) 要するに、本件事案において、千葉県知事が大臣納付通知であるが故にこれ

に服従しなければならない道理も規定も存在しないのである。千葉県知事は大臣納付通知に対しても審査権を有し、千葉県民に対しては審査義務も負っているのである。こうした背景で、今見た田村教授や野呂教授、そして人見教授の見解が示されているのである。

(2) こうした現行法制度の下に置かれているのに、千葉県は、当該都府県が著しく利益を受けるか否かは、国土交通大臣に判断権限があり、都府県にはない旨主張しているのであるから、千葉県の当該機関が「漫然と違法な納付通知に従って支出をした」ことについて自白をしたのも同然である。そうであれば、こうした公金の支出が違法となることも多言を要しないところである。

(3) したがって、原判決が、全く事案の異なる一日校長事件最高裁判決を持ち出して、納付通知に対する違法審査基準を立証不能までに引き上げる審査方式を導入する判断枠組みを採用して上告受理申立人らに納付通知に「重大かつ明白な違法ないし瑕疵」の主張立証を求めたことは、判例違反を構成する。そして、そのような誤った判断枠組みを採用したために、利根川水系の基本高水の策定経緯の不透明性や基本高水の不合理性・過大性の審査・判断を脱漏し、さらに河川法63条1項の「著しく利益を受ける」との客観的な違法審査を行わずに審理を閉じて上告受理申立人らの請求を排斥したことは、判決の結果に影響を及ぼす審理不尽の違法を構成する。さらに、納付通知に対する地方公共団体の審査権を無視して逆に尊重義務を強調したことは、地方自治法2条16項、17項、同法138条の2、地財法25条3項等の解釈を誤ったものであり、なおかつ河川法63条1項が定める「著しく利益を受ける」との解釈を誤ったものであり、これらの判例違反、審理不尽と一連の法令の解釈の誤りは、判決の結果に重大な影響を及ぼしていることは明らかであるので、原判決の破棄は免れないものと信ずる。

第5 一日校長事件最高裁判決の射程を誤り、重大な判例違反を犯している原判決

1 一日校長事件最高裁判決の判決要旨

念のため、「最高裁判例解説」から一日校長事件最高裁判決の判決要旨を確認しておこう。次のとおりである。

(1) 判決要旨

(i) 「地方自治法242条の2第1項4号の規定に基づく代位請求に係る当該職員に対する損害賠償請求訴訟において、右職員に損害賠償責任を問うことができるのは、先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた右職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られる。」

(ii) 「教育委員会が公立学校の教頭で勸奨退職に応じた者を校長に任命して昇給させるとともに同日退職を承認する処分をした場合において、右処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するものといえないときは、知事がした右の者の昇給後の号給を基礎とする退職手当の支出決定は、財務会計法規上の義務に違反する違法なものとはいえない。」

(2) 引用・援用の場合の留意点

この事件の判例が他の事件の先例として適用されたり、援用されたりするには、当該事件の構造や訴訟当事者らの権利関係等が上記の事件に類似しており、上記の2つの判旨が妥当する条件があつてこそ可能となるものである。このことを改めて確認しておきたい。一日校長事件の最高裁判決というのは、この二つの判旨が適合してこそ適用したり、援用できたりするものである。

この点、上記(i)には「4号請求」事案であることが明記されている。そして、特に問題なのは、上記(ii)の判旨にある、同一地方公共団体内にある知事と教育委員会との業務分担関係と、本件事案である事業主体たる国土交通大臣と同大臣から納付通知を受け取った地方公共団体との関係が、法的に同種

の関係と認められるかであるが、これまでの点検では、諸学者が、「全く異なる」との見解を述べられていることは見てきたとおりである。

2 事案の相違—4号事案をそのまま1号事案には使えない

- (1) 野呂教授は、「一日校長事件最高裁判決の射程」(甲A21号証)において、「一日校長判決は、職員個人の賠償責任にかかる判断基準を示したものであるから、その射程を1号請求および2号請求に拡大することが適切でないことは言うまでもない。一日校長判決以後の1号請求にかかる最高裁判決も、一日校長判決の引用を慎重に避けていることがうかがわれる。」(60頁前段から後段)とされる。
- (2) そして、人見意見書(甲A19号証)も、「4号請求のように、最終的に職員の個人責任を問うことになる訴訟になれば、どうしても当該職員の職務上の義務違反や故意・過失が問われざるを得ないのであり、当該職員が行った職務行為やその原因行為が法令に適合しているか否かという行政活動の客観的な適法・違法の問題は後景に退かざるを得ない。この意味で、一日校長事件判決の判示は、4号請求としての損害賠償請求訴訟の当然の帰結を述べているのである。」(2頁)とする。そして、同教授も、1号請求訴訟の最高裁判決では、一日校長事件判決を引用したものはないと指摘されている(同前)。
- (3) そして、野呂教授も、「実質的に見ても、1号・2号請求訴訟においては、行政機関の権限行使の違法性が審理されるのであるから、公務員の職務義務違反がないとして4号請求が棄却される場合でも、先行行為の違法性の承継により、後続行為の差止め等の請求が認められる場合があると解すべきである。」(甲A21号証60頁後段)と、4号請求と1号請求では必要な要件が異なることを指摘されている。
- (4) このように、4号請求事案と1号請求事案では、その要件が異なるのであるから、たやすく4号請求の判断枠組みを1号請求訴訟に転用することは誤りで

あり、これをしてはならないのである。このことは、一日校長事件判決の後、最高裁ではこの判例が1号請求事案に使われていないことから理解できるはずである。

3 事案の相違—法主体間の関係では射程外となる

(1) 田村教授は、先にみたとおり、「八ツ場ダム住民訴訟東京高裁判決の検討」(甲A20号証)において、一日校長事件は、「一法主体たる自治体の事務の執行の法的仕組みのあり方が問題となる事案である」のに対して、本件事案は「国(国交大臣)の事業の実施にかかわり、事業主体と当該事業の費用分担者との法関係が問題となる事案である点に最も根本的な相違があろう」とされている。そして、「法主体間関係であれば、費用分担者(都)が自身の負う義務の適法性、その内容の適正性を自ら確認、検証することができると思えるのが当然であろう。」(54頁後段)とされる。

(2) 人見教授は、「国の直轄公共事業に係る自治体負担金の法的統制」(甲A22号証)において、国土交通大臣からの違法な納付通知に対しては、地方公共団体は法的に争うことができることを解説された上で次のように指摘されている。

「本件で問題となっている都県と国(国土交通大臣)の関係が、一日校長事件で問題となった都知事と都教育委員会の関係とは全く異質であることは言うまでもない。教育委員会による教育職員の人事上の処分がなされたとき、都道府県知事は、それが違法であるとして裁判に訴えることはできない。そうした訴訟は機関訴訟であり、法律にそれを特別に認める規定があつて初めて提起できるのである(行訴法42条)。そのような規定がない限り、最高裁も述べるように、首長は、教育委員会の判断を尊重して財務会計行為をなさねばならず、ただ、それが「著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合」に限って、それを拒むことができる

としたのである。河川法の受益者負担金をめぐる都県と国の関係は、これと全く異なった独立の法主体間の関係なのである。」（68頁前段）

(3) 原判決は、河川法63条1項の「著しく利益を受ける」という要件が充足して初めて効力を持つ本件の受益者負担金の納付通知であるのに、これの実質の審理をしないまま、これに一日校長事件最高裁判決を頭から被せ、住民・上告受理申立人らの主張を封殺しようとしたのである。

国と都道府県という、それぞれが独立した法主体間においては、国から事業費の分担金を賦課されたのなら、これを頭から尊重するなどというルールはどこにもない。現行制度ではその違法・不当を訴訟で争うことができる。しかし、教育委員会での人事処分では、余程の不合理が認められないと、首長はこれを尊重してこれに沿った財務会計上の行為を採らなければならない。一日校長事件と本件事案ではこれだけの基本的な条件が異なっているのに、原判決は、一日校長事件判決を引いて、当該原因行為について重大かつ明白な違法ないし瑕疵があるなど、当該原因行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正の見地から看過し得ない瑕疵があるときでない限り、これを尊重してその内容に応じた財務会計上の行為をすることが違法と認めることはできないと解するのが相当である、としたのである。卑近な言い方をするならば、原判決は、国土交通大臣が発した納付通知に一日校長事件判決の衣を被せて本件事案をそれに見せかけ、納付通知に「重大かつ明白な違法ないし瑕疵」があるとの主張・立証がなければ支出差止めなどできないと、住民・上告受理申立人らの主張や申立をことごとく排斥したのである。原判決の論法と判示は、鷲をカラスと言いつける論法と同類と言ってはばかりはない。

4 法定要件を充たさない納付通知には尊重義務はなくこれを訴訟で争える本件を一日校長事件最高裁判決で縛るのは、地方自治法等の解釈を誤り、かつ重大な判例違反を犯すものである

(1) 以上のとおり、一日校長事件最高裁判決の事案と本件請求の国土交通大臣が発する納付通知の受益者負担金の支出差止め請求事案とでは、まったく事案を異にする。その土俵が全く違っているのである。本件請求事案は、同一法主体（行政主体）の事務の執行に係る行政組織法上の権限配分のあり方如何が問題となるものではない。それは、国と都道府県という二法主体間の法関係と評価、判断することが正当である。法主体間であれば、費用分担者が自身の負う義務の適法性、その内容の適正性を自ら確認、検証することができると思うのが当然である。それ故、「1号請求」と「4号請求」の問題は別にしても、本件事案に一日校長事件の最高裁判決を適用するのは誤りである。

(2) 次のようにも言える。問題となっている都県と国（国土交通大臣）の関係が一日校長事件で問題となった都知事と教育委員会の関係とは全く異なっていることは言うまでもない。教育委員会による教育職員の人事上の処分がなされたとき、都道府県知事は、それが、違法であるとして裁判に訴えることはできない。そうした訴訟は機関訴訟であり、法律にそれを特別に認める規定があつて提起できるのである（行訴法42条）。そのような制約があるからこそ、最高裁も述べるように、首長は、教育委員会の判断を尊重して財務会計行為をなさねばならないのである。ただ、それが「著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合」に限って、それを拒むことができるとしたのである。一方、河川法の受益者負担金をめぐる都県と国の関係は、これと全く異質の独立した法主体間の関係なのである。したがって、一日校長事件の判決要旨1項はもとより、2項が妥当する関係にはない。

(3) このように、河川法63条に基づく国土交通大臣からの納付通知に対しては、

都県は、同条1項が定める「著しく利益を受ける」との要件が充足していればもとより納付すべき義務を負うが、その要件が充足しているか否かについては、自ら判断すべきものであり、その要件が充たされていないときに負担金の支払いをすれば違法となるのである。この意味で、「納付通知」には、教育委員会の人事処分に関して首長に課せられている尊重義務のごときものは全く付加されていない。納付通知に対しては、首長や当該職員らは自主的な判断こそが地方自治法や地方財政法で義務となっているのである。

(4) 以上のところからすれば、野呂教授が、一日校長事件判決から引き出した「②の基準」、即ち、「②地方公共団体の長は、教育委員会の『処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、右処分を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、これを拒むことは許されない』という厳格な基準」（甲A21号証59頁前段）や、これに類した審査基準は本件請求に適用される余地はなくなる。

そうすると、原判決の基本的な判旨、

「職員等の財務会計行為が、これに先行する原因行為に基づく場合において、当該原因行為が行政組織上独立の権限を有する他の機関の権限に基づいてされたものであるときは、職員等は、上記のような独立の権限を有する他の機関の固有の権限内容にまで介入し得るものではなく、おのずから制約が存するものと解されるから、当該原因行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、これを尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、これを拒むことは許されないものと解するのが相当である……法が被控訴人知事に対し、受益者負担金の支出について原因行為たる国土交通大臣による受益者負担金の納付通知の適法性を審査した上で、これが適法な場合に限り上記受益者負担金の支出をすべき義務を課しているものとは認められ

ず、国土交通大臣による上記納付通知について重大かつ明白な違法ないし瑕疵があるなど、当該納付通知が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正の見地から看過し得ない瑕疵があるときでない限り、これを尊重してその内容に応じてした被控訴人知事の支出が違法であることはできない（ママ）と解するのが相当である。そして、その違法ないし瑕疵が明白であるというためには、行為の外形上違法ないし瑕疵が一見して看取できるものでなければならないと解される」（原判決25～26頁）

はすべて根底から崩壊することになる。

- (5) 以上、要するに、一日校長事件と本件事案とは、全く事案を異にするのであるから、同最高裁判例を引くこと自体が基本的に大間違いなのである。原判決は、同最高裁判決を引いて、納付通知に、重大かつ明白な違法ないし瑕疵があるなど、当該原因行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正の見地から看過し得ない瑕疵があるときでない限り、これに従った負担金の支出に違法はないとして、河川法63条1項の要件の司法審査を自ら放棄してしまったのである。このような審理、判決が許されるはずはない。原判決の破棄は免れないものと信ずる。

以 上